

「在宅生活ハンドブック No. 1」

補装具・日常生活用具等 の申請手続

別府重度障害者センター
(支援課 2021)

もくじ

はじめに	1
I 補装具費支給制度の概要	
1 補装具とは	1
2 補装具費の支給	2
(1) 対象者	2
(2) 実施主体	3
(3) 補装具費の支給	3
① 償還払い	3
② 代理受領	5
(4) 補装具費支給の判定と決定	6
(5) 更生相談所の名称	7
(6) 補装具の種目一覧	8
(参考) 補装具種目の例(肢体不自由者用)	10
II 日常生活用具給付等事業の概要	
1 日常生活用具とは	12
2 日常生活用具の支給	14
(1) 対象者	14
(2) 実施主体	14
(3) 支給の仕組み	14
① 償還払い	15
② 代理受領	16
(4) 日常生活用具種目一覧(肢体不自由関係の例示)	17
(参考) 日常生活用具種目の例(肢体不自由者用)	23

はじめに

利用者の皆さんの中には、当センター利用中に車椅子や装具を作ったり、終了前にベッドやマットレスを購入した方が多いと思います。これらの多くは、補装具や日常生活用具の支給制度を利用したもので、申請手続はPTやOT、ケースワーカーなどが代行していました。しかし、終了後にこれらの制度を利用して新たに車椅子を作製したり、日常生活用具を購入したりする場合は、みなさん自身が申請手続を行うか、家族や地域の支援者の協力を得て行う必要があります。このため、在宅生活に欠かせない補装具、住宅改修、日常生活用具の申請手続など最も一般的な福祉制度について説明します。

なお、今回説明します補装具や日常生活用具の支給制度以外に、健康保険や介護保険、労働災害保険制度などによるものもありますので、別冊(No.15、No.22)を参照して下さい。

I 補装具費支給制度の概要

1 補装具とは

補装具とは、法律上は「障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものその他の厚生労働省令で定める基準に該当するものとして、義肢、装具、車いすその他の厚生労働大臣が定めるもの」(障害者総合福祉法第5条第25項)とされており、さらに、細かな基準としては、厚生労働省令で次の各号のいずれにも該当するものとされています。

- (1) 障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつその身体への適合を図るように製作されたものであること。
- (2) 障害者等の身体に装着することにより、その日常生活において又は就労若しくは就学のために、同一の製品につき長期間に渡り継続して使用されるものであること。
- (3) 医師等による専門的な知識に基づく意見又は診断に基づき使用されることが必要とされるものであること。

厚生労働大臣が定めるもの

障害の種類	種 目
肢体不自由	義肢（義手、義足）、装具（上下肢装具、体幹装具等〔ポータブルスプリングバルンサー含む〕）、座位保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ（松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、多脚つえ、プラットフォーム杖） ※18歳未満のみ座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具
重度の肢体不自由かつ音声・言語障害	重度障害者用意思伝達装置
視覚障害	盲人安全つえ、義眼、眼鏡（矯正眼鏡、遮光眼鏡、コンタクトレンズ、弱視眼鏡）
聴覚障害	補聴器
難病患者等	車椅子、電動車椅子、歩行器、意思伝達装置等

※ ただし、予備のための補装具、または日常生活以外の用途（スポーツに使用する車椅子など）の補装具を支給することはできません。

※ 装具（上肢装具）として、自動車ハンドル旋回装置が申請できるかについては自治体に確認して下さい。

※ 原則として費用支給は、1種目につき1個分となっていますが、教育上や職業上等特に必要と認められた場合は、2個分まで支給される場合がありますので、自治体に確認して下さい。

2 補装具費の支給

補装具の購入又は修理に要した費用（基準額）の100分の90に相当する額（補装具費）が支給されます。

(1) 対象者

満18歳以上：身体障害者手帳の交付を受けている身体障害者又は難病患者等

満18歳未満：身体障害者手帳の交付を受けている児童又は身体に同程度の障害のある児童及び難病患者等

※ 平成 25 年 4 月から施行された障害者総合支援法では、障害者の範囲に一部の難病患者等が加えられたため、難病患者等については身体障害者手帳の有無にかかわらず、必要と認められた場合には支給の対象となりました。

※ 介護保険制度や労働災害など、他の制度により給付が可能な場合は他の制度が優先され、この制度の対象にならないことがあります。

(2)実施主体 市町村

(3)補装具費の支給

障害者(障害児の場合は扶養義務者)が市町村長に申請し、更生相談所等の判定等に基づく市町村長の決定により、補装具費の支給を受けます。制度上は原則、償還払いとなっていますが、高額な補装具もあることから、一般的には市町村による代理受領方式の仕組みが取られています。補装具は高額であり、一時的に購入費を全額支払うことになるため、償還払いよりは代理受領方式がお勧めです。

それでは償還払いと代理受領について説明します。

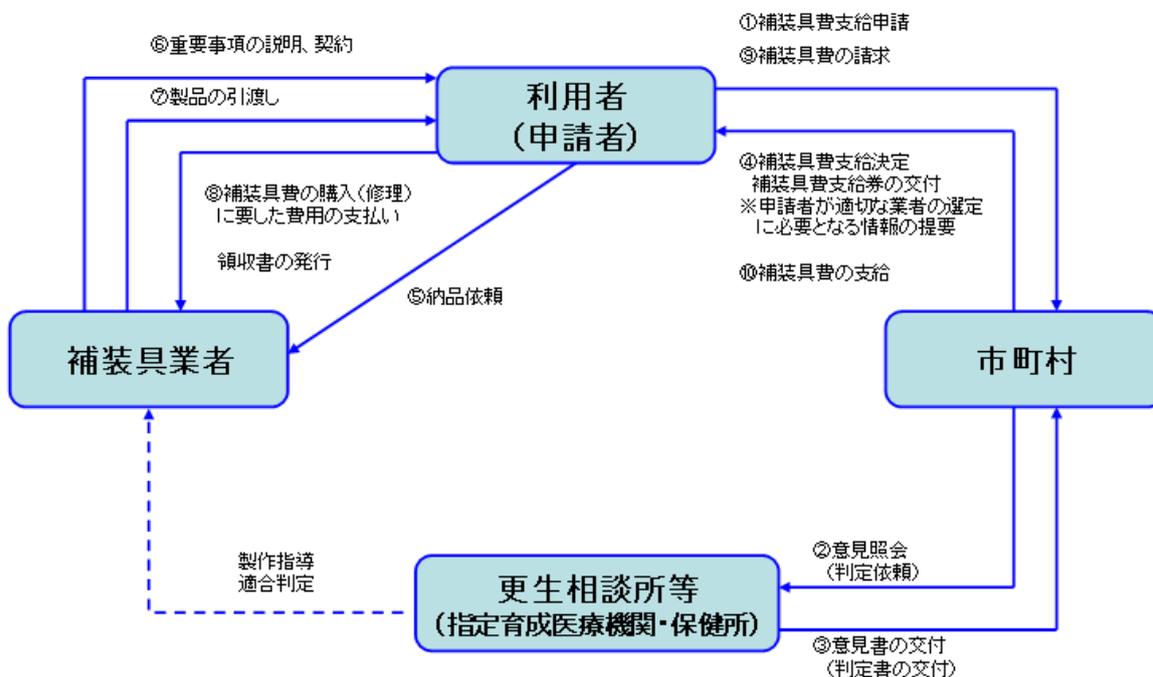
① 償還払い

償還払いとは、市町村から補装具費の支給決定を受けた後、皆さん自身が補装具業者に費用全額を一旦立て替えて支払い、後日、自己負担分を除いた支給額を市町村に請求して還付してもらう方法です。

※利用者負担

原則として1割(定率)を負担します。ただし、世帯の所得に応じて利用者負担に上限額が設定されます。また、障害者本人又は世帯員のいずれかが一定所得以上の場合(本人又は世帯員のうち市町村民税所得割の最多納税者の納税額が 46 万円以上)には、補装具費の支給対象とはなりません(全額自己負担)ので注意が必要です。

補装具支給事務の流れ(償還払いの場合)



ア. 利用者は「補装具費(購入・修理)支給申請書」と以下の添付書類を市町村に提出します。

- 【添付書類】
- ・ 補装具判定に関する医学的意見書
 - ・ 世帯状況・収入等申告書兼調査同意書
 - ・ 補装具の購入または修理に要する費用に係る見積書

※その他、処方箋等の提出を求められる場合があります。

イ. 市町村は更生相談所等の意見を基に補装具費の支給を行うことが適切であるか審査し、適当であると認められた場合は、利用者に対して補装具費支給決定通知書及び補装具費支給券を交付します。

ウ. 利用者は市町村から補装具費の支給決定を受けた後、補装具業者に補装具費支給券を提示し、補装具の購入(修理)について契約(口頭)を結びます。

エ. 補装具業者は、契約に基づき補装具の納品又は修理等を行います。

オ. 利用者は、補装具業者から補装具の納品又は修理等を受けたときは、その費用を支払います。

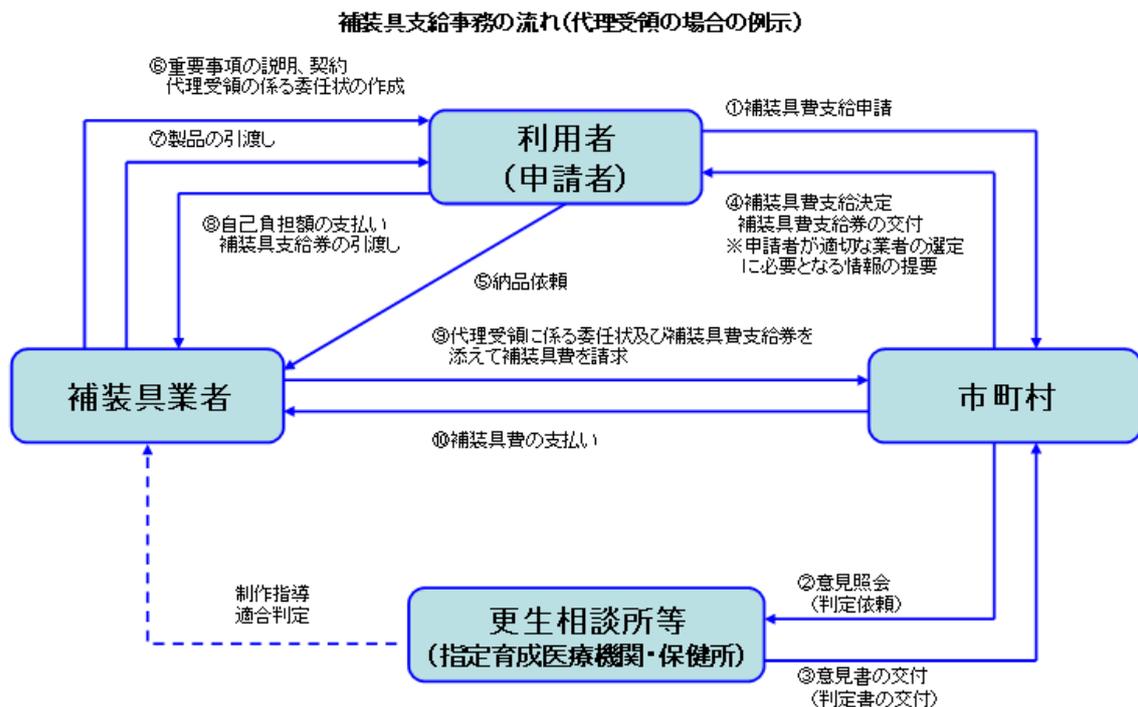
カ. 利用者は、領収書と補装具支給券を添えて、市町村に補装具費を請求します。

キ. 市町村が、利用者からの請求を正当と認めた場合は、指定された口座へ補装具費が振り込まれます。

② 代理受領

代理受領とは、市町村に代理受領の届出をしている補装具業者から購入等を行った場合には、その費用を市町村が直接補装具業者に支払う方法です。

これにより皆さんは、補装具購入（修理）等にかかる自己負担分の金額のみを補装具業者に対して支払えばよいことになります。



ア. 利用者は「補装具費（購入・修理）支給申請書」と以下の添付書類を市町村に提出します。

- 【添付書類】・補装具判定に関する医学的意見書
 ・世帯状況・収入等申告書兼調査同意書
 ・補装具の購入または修理に要する費用に係る見積書

※その他、処方箋等の提出を求められる場合があります。

イ. 市町村は更生相談所等の意見を基に補装具費の支給を行うことが適切であるか審査し、適当であると認められた場合は、利用者に対して補装具費支給決定通知書及び補装具費支給券、代理受領に係る委任状を交付します。

ウ. 利用者は市町村から補装具費の支給決定を受けた後、補装具業

者に補装具費支給券、代理受領に係る委任状を提示し、補装具の購入(修理)について契約を結びます。

エ. 補装具業者は、契約に基づき補装具の納品又は修理等を行います。

オ. 利用者は、補装具業者から補装具の納品又は修理等を受けたときは、その要した費用のうち、利用者負担額を支払います。

カ. 補装具業者は、利用者負担額に係る領収書を発行するとともに、利用者から代理受領に係る委任状及び補装具費支給券を受け取ります。

キ. 補装具業者は、市町村に対し、代理受領に係る委任状及び補装具費支給券を添えて、補装具費を請求します。

ク. 市町村は、補装具業者からの請求を正当と認めた場合は、補装具費の支給を行います。

(4)補装具費支給の判定と決定

補装具費支給の判定と決定については、地元の更生相談所等の判定に基づいて市町村が決定するものと、都道府県が認めた医師の意見書だけで市町村が決定できるものがあります。ただし、電動車椅子、義肢、装具、座位保持装置の新規作製や特例補装具の判定については、更生相談所に出向いて更生相談所の判定医が障害状況を直接診察して決定することとなっています。

更生相談所の判定により市町村が決定		都道府県が認めた医師の意見書により市町村が決定
更生相談所の判定医の診察が必要	医師の意見書に基づき更生相談所が判定	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子(レディメイド) ・歩行器 ・歩行補助つえ(一本つえを除く) ・義眼 ・眼鏡 ・盲人安全つえ(市町村の判断により、意見書の提出を省略できる)
<ul style="list-style-type: none"> ・電動車椅子(簡易電動含む)の新規購入 ・義肢 ・装具 ・座位保持装置 ・特例(基準外)補装具 	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子(オーダーメイド) ・補聴器 ・重度障害者用意思伝達装置の購入 	

(5) 更生相談所の名称

皆さんが利用する更生相談所は、法律上の正式名称は「身体障害者更生相談所」で、各都道府県・政令指定都市には必ず 1 か所以上設置されています。ただし、名称については自治体ごとに異なる場合もあり、「〇〇県総合福祉センター」「〇〇市福祉プラザ」などと呼ばれている場合もありますので、詳細は各市町村の窓口を確認してください。

(6)補装具の種目一覧(肢体不自由関係のみ)

(単価:円)

種目	名 称	R3 基準	耐用年数	
義肢(注 1,2)		462,000	1~5	
装具(注 1,2)		86,000	1~3	
座位保持装置(注 1)		388,000	3	
車 椅 子	普通型	100,000	6	
	リクライニング式普通型	120,000		
	ティルト式普通型	148,000		
	リクライニング・ティルト式普通型	173,000		
	手動リフト式普通型	232,000		
	前方大車輪型	100,000		
	リクライニング式前方大車輪型	120,000		
	片手駆動型	117,000		
	リクライニング式片手駆動型	133,600		
	レバー駆動型	160,500		
	手押し型 A	82,700		
	手押し型 B	81,000		
	リクライニング式手押し型	114,000		
	ティルト式手押し型	128,000		
リクライニング・ティルト式手押し型	153,000			
電 動 車 椅 子	普通型(4.5km/h)	314,000	6	
	普通型(6.0km/h)	329,000		
	手動 兼用	切替式		157,500
		アシスト式		212,500
	リクライニング式普通型	343,500		
	電動リクライニング式普通型	444,400		
	電動リフト式普通型	725,100		
	電動ティルト式普通型	582,600		
	電動リクライニング・ティルト式普通型	1,016,100		
歩 行 器	六輪型	63,100	5	
	四輪型(腰掛つき)	39,600		
	四輪型(腰掛なし)	39,600		
	三輪型	34,000		
	二輪型	27,000		

	固定型		22,000		
	交互型		30,000		
重度障害者用意思伝達装置	文字等走査入力方式			5	
	簡易なもの		143,000		
	簡易な環境制御機能が付加されたもの		191,000		
	高度な環境制御機能が付加されたもの		450,000		
	通信機能が付加されたもの		450,000		
	生体現象方式		450,000		
歩行補助つえ	松葉づえ	木製	A 普通	3,300	2
			B 伸縮	3,300	
		軽金属	A 普通	4,000	4
			B 伸縮	4,500	
	カナディアン・クラッチ		8,700		
	ロフストランド・クラッチ		8,700		
	多脚つえ		6,600		
	プラットフォーム杖		24,000		
	座位保持いす(児のみ)			24,300	3
	起立保持具(児のみ)			27,400	3
頭部保持具(児のみ)			7,100	3	
排便補助具(児のみ)			10,000	2	
(注1) 義肢・装具・座位保持装置の基準額については、令和元年度交付実績(購入金額)1件当たり平均単価を記載。(千円未満は四捨五入。令和元年度福祉行政報告例より。)					
(注2) 義肢・装具の耐用年数について、18歳未満の児童の場合は、成長に合わせて4ヶ月～1年6ヶ月の耐用年数となっている。					

※ 重度障害者用意思伝達装置の対象者は、「重度の両上下肢及び言語機能障害者であって、重度障害者用意思伝達装置によらなければ意思の伝達が困難な者」と定められています。

※ 意思伝達装置の中には、環境制御装置の機能を付加したものや、環境制御装置の中に意思伝達装置が組み込まれたものもありますが、基本的には意思伝達装置と環境制御装置は異なるものです。そのため、環境制御装置については、補装具としては申請することはできません。

※ 神奈川県・岐阜県・高知県・東京都千代田区など、環境制御装置に係る費用助成を独自に行っている自治体もあります。

(参考) 補装具種目の例(肢体不自由者用)

1 装具

短下肢装具



長下肢装具



BFO(食事動作補助器)



商品名
「ポータブルスプリングバランサー(PSB)」

自動車ハンドル旋回装置



※ オーダーメイドで作製する場合に補装具として申請できる都道府県があります。お住まいの市町村にご確認ください。

2 車椅子

普通型



電動車椅子(普通型)



電動車椅子(手動兼)



電動リクライニング・ティルト普通式



3 歩行器

四輪型(腰掛つき)



四輪型(腰掛なし)



4 歩行補助つえ

ロフストランド・クラッチ



多脚つえ



II 日常生活用具給付等事業の概要

1 日常生活用具とは

日常生活用具の品目は、以前は国が一律に定めていましたが、現在は国の通知によって以下の 3 つの要件を満たすものであれば、具体的な種目は都道府県の裁量で決められるようになっていきます。

なお、日常生活用具はあくまでも在宅の障害者の生活支援のための制度ですので、長期入院中の方や施設入所している方は、支給対象とならない場合がありますので注意が必要です。

- (1) 障害者等が安全かつ容易に使用できるもので実用性が認められるもの
- (2) 障害者等の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進すると認められるもの
- (3) 用具の製作、改良又は開発に当たって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので日常生活品として一般に普及していないもの

(参考1) 日常生活用具の種目別の用途及び形状について

種 目	用具の用途及び形状
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マットその他の障害者等の身体介護を支援する用具並びに障害児が訓練に用いるいす等のうち、障害者等及び介助者が容易に使用できるものであって、実用性のあるもの
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置その他の障害者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計その他の障害者等の在宅療養等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭その他の障害者等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
排泄管理支援用具	ストーマ装具その他の障害者等の排泄管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの

居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障害者等の居宅生活動作等を円滑にする用具であ って、設置に小規模な住宅改修を伴うもの
-----------------------	---

(参考2) 日常生活用具の品目例(肢体不自由関係)

品 目		対 象 者	
介 護 ・ 訓 練 支 援 用 具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害	
	特殊マット		
	特殊尿器		
	入浴担架		
	体位変換器		
	移動用リフト		
	訓練いす(児のみ)		
	訓練用ベッド(児のみ)		
自 立 生 活 支 援 用 具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害	
	便器		
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢もしくは 体幹機能障害	
	T字状・棒状のつえ		
	移動・移乗支援用具	上肢障害	
	特殊便器		
	火災警報機		障害種別に関わらず火災 発生の感知・避難困難者
	自動消火器		
支 援 用 具 在 宅 療 養 等	透析液加温器	腎臓機能障害等	
	ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障害等	
	電気式たん吸引器		
	酸素ボンベ運搬車	在宅酸素療法者	
支 援 用 具 排 泄 管 理	ストーマ装具(ストーマ用品、洗腸用 具)	・ストーマ造設者 ・高度の排便機能障害 者、脳原性運動機能障害 かつ意思表示困難者 ・高度の排尿機能障害者	
	紙おむつ等(紙おむつ、サラシ・ガーゼ 等衛生用品)		
	収尿器		
用 具 動 作 補 助 居 宅 生 活	住宅改修費	下肢、体幹機能障害又は 乳幼児期非進行性脳病変	

※ 情報・通信支援用具とは、障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺
機器やアプリケーションソフトをいいます。

2 日常生活用具の支給

市町村が行う日常生活用具給付等事業として、障害者等の日常生活がより円滑に行われるために必要な用具が給付又は貸与されます。

(1) 対象者

満 18 歳以上 : 身体障害者手帳の交付を受けている身体障害者又は難病患者等

満 18 歳未満 : 身体障害者手帳の交付を受けている児童又は身体に同程度の障害のある児童及び難病患者等

※ 難病患者等については身体障害者手帳の有無にかかわらず、必要と認められた場合には支給の対象となります。ただし、対象種目は限られています。

※ 介護保険制度や労働災害など、他の制度により給付が可能な場合は、他の制度が優先され、本事業の対象とはならないことがあります。

(2) 実施主体 市町村

(3) 支給の仕組み

障害者(障害児の場合は扶養義務者)が市町村長に申請し、市町村が給付決定した後に給付を受けることができます。

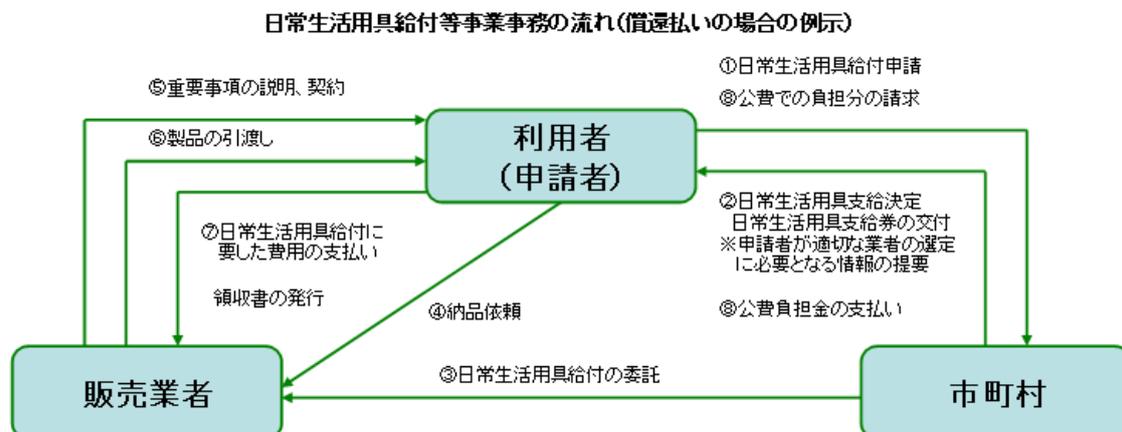
日常生活用具給付等事業は、市町村の判断により決定されるため、市町村により申請手続、給付の上限額、品目、自己負担額の割合等が若干異なります。このため、皆さんのお住まいの市町村では、どのような品目が給付されているのか、自己負担額はいくらになるのかなどについては、市町村の障害福祉の窓口にご確認ください。

参考までに、日常生活用具給付等事業の一般的な手続の流れを例示しておきます。償還払いと代理受領によって手続が異なりますが、補装具と同様、代理受領方式が一般的です。

※利用者負担

原則として1割(定率)を負担します。ただし、世帯の所得に応じて利用者負担に上限額が設定されます。また、障害者本人又は世帯員のいずれかが一定所得以上の場合(本人又は世帯員のうち市町村民税所得割の最多納税者の納税額が 46 万円以上)には、日常生活用具の給付対象とはなりません(全額自己負担)ので注意が必要です。

① 償還払い



ア. 利用者は「日常生活用具給付申請書」と以下の添付書類を市町村に提出します。

【添付書類】・世帯状況・収入等申告書兼調査同意書

・日常生活用具購入に係る見積書

・給付を受けたい用具の詳細が確認できるカタログ等

※ その他、意見書や診断書等の提出を求められる場合があります。

※ 市町村に指定された販売業者であれば、利用者が自由に選ぶことができます。

イ. 市町村は、必要な調査等を行い、適当であると認められた場合は、利用者に対して日常生活用具給付決定通知書及び日常生活用具給付券を交付します。

ウ. 市町村は、日常生活用具販売業者に、日常生活用具給付を委託します。

エ. 利用者は市町村から日常生活用具の給付決定を受けた後、市町村が指定した日常生活用具販売業者に日常生活用具給付券を提示し、日常生活用具の購入等について契約(口頭)を結びます。

オ. 日常生活用具販売業者は、利用者に契約に基づき日常生活用具給付品を渡します。

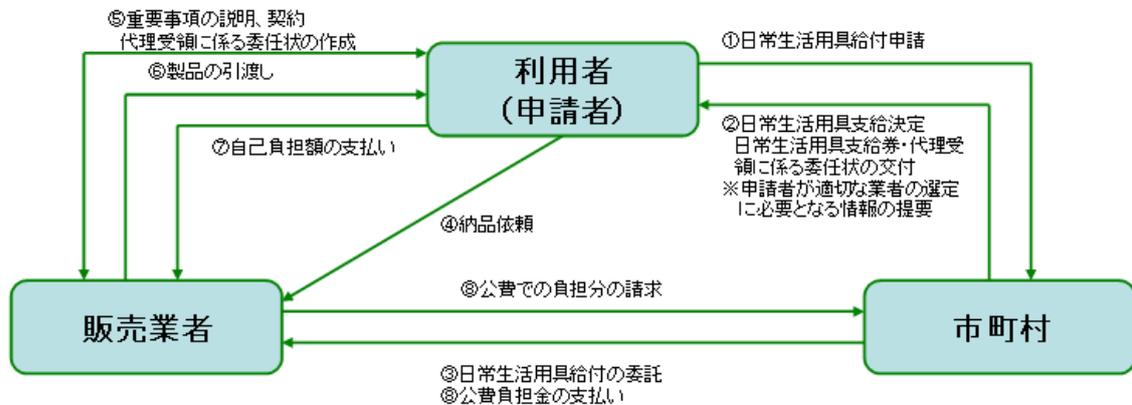
カ. 利用者は、日常生活用具販売業者から日常生活用具の納品を受けたときは、それに要した費用を支払います。

キ. 利用者は、領収書と日常生活用具給付券を添えて、市町村に自己負担額を除いた負担分を請求します。

ク. 市町村は、利用者からの請求を正当と認めた場合は、公費負担金を支払います。

② 代理受領

日常生活用具給付等事業事務の流れ(代理受領の場合の例示)



ア. 利用者は「日常生活用具給付申請書」と以下の添付書類を市町村に提出します。

- 【添付書類】・世帯状況・収入等申告書兼調査同意書
・日常生活用具購入に係る見積書
・給付を受けたい用具の詳細が確認できるカタログ等

※その他、意見書や診断書等の提出を求められる場合があります。

イ. 市町村は、必要な調査等を行い、適当であると認められた場合は、利用者に対して日常生活用具給付決定通知書及び日常生活用具給付券、代理受領に係る委任状を交付します。

ウ. 市町村は、日常生活用具販売業者に、日常生活用具給付を委託します。

エ. 利用者は市町村から日常生活用具の給付決定を受けた後、日常生活用具販売業者に日常生活用具給付券、代理受領に係る委任状を提示し、日常生活用具の購入等について契約(口頭)を結びます。

オ. 日常生活用具販売業者は、利用者に契約に基づき日常生活用具給付品を渡します。

カ. 利用者は、日常生活用具販売業者から日常生活用具の納品を受けたときは、それに要した費用のうち、利用者負担額を支払います。

キ. 日常生活用具販売業者は、代理受領に係る委任状と日常生活用具給付券を添えて市町村に対し、公費での負担分を請求します。

ク. 市町村は、日常生活用具販売業者からの請求を正当と認めた場合は、公費負担金を支払います。

(4)日常生活用具種目一覧(肢体不自由関係の例示)

基準額は、R3.4 現在 別府市のもの(※参照)

種 目	対象者	性能等	基準額 (円)	耐用 年数
介護訓練支援用具				
特殊寝台	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の障害者・児(原則として学齢児以上のもの)	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000	8
特殊マット	下肢又は体幹機能障害 1 級(常時介護を要する者に限る)の障害者、下肢又は体幹機能障害 2 級以上の障害児(原則として 3 歳以上のもの)及び知的障害者・児として判定され障害の程度が重度又は最重度であるもの(原則として 3 歳以上のもの)	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	19,600	5
特殊尿器	下肢又は体幹機能障害 1 級の障害者・児(原則として学齢児以上のもの)	尿が自動的に吸引されるもので、障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000	5
入浴担架	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の障害者・児(入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る)	障害者・児を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400	5

体位変換器	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の障害者・児（原則として学齢児以上）。（下着交換等に当たって家族等他人の介助を要するものとする）	障害者・児又は介護者が容易に使用し得るもの	15,000	5
移動用リフト	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の障害者等（原則として 3 歳以上のもの）	介護者が障害者・児を移動させるにあたって容易に使用し得るもの（ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く）	159,000	4
訓練いす	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の障害児（原則として 3 歳以上のもの）	原則として付属のテーブルをつけるものとする	33,100	5
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の障害児（原則として学齢児以上のもの）	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200	8
自立生活支援用具				
入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害であって、入浴に介助を要する障害者・児（原則として 3 歳以上のもの）	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く	90,000	8
便器	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の障害者・	障害者・児が容易に使用しうるもの。	4,450	8

	児(原則として3歳以上のもの)	(手すりをつけることができる。)ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものは除く		
頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害である障害者・児、知的障害者・児として判定され障害の程度が重度又は最重度であるもの及び精神障害者でてんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの A(スポンジ、革を主材料に製作したもの) B(スポンジ、革、プラスチックを主材料に製作したもの)	A 15,200 B 36,750	3
T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害である障害者・児	一本つえのもの	3,150	3
移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害である障害者・児(原則として3歳以上のもの)	概ね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること ア 障害者・児の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安全性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを	60,000	8

		除く。		
特殊便器	上肢機能障害 2 級以上の障害者・児(原則として学齢時以上)及び知的障害者・児として判定された障害の程度が重度又は最重度であり訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なもの	足踏ペダルで温水温風を出し得るもの及び知的障害者・児を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200	8
火災報知機	障害等級 2 級以上の障害者・児及び知的障害者・児として判定され障害の程度が重度又は最重度であるもの(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	15,500	8
自動消火器	上記に同じ	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの	28,700	8
在宅療養等支援用具				
透析液加温器	腎臓機能障害 3 級以上の障害者・児	透析液を加温し一定温度に保つもの	51,500	5
ネブライザー(吸入器)	吸器機能障害 3 級以上又は同程度の障害者・児で、必要と認められるもの	障害者等が容易に使用し得るもの	36,000	5

電気式たん吸引器	上記に同じ	上記に同じ	56,400	5
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行うもの	障害者等が容易に使用し得るもの	17,000	10
情報・意思疎通支援用具				
携帯用会話補助装置	音声言語機能障害者(児)又は肢体不自由者(児)であって、発声発語に著しい障害を有する者	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害児が容易に使用し得るもの	98,800	5
情報・通信支援用具	視覚障害2級以上、上肢機能障害2級以上及び乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(上肢機能のみ)2級以上の障害者・児で当該用具の給付により社会参加が見込まれるもの	障害者向けのパーソナルコンピュータの周辺機器及びアプリケーションソフト	100,000	6
排泄管理支援用具				
ストーマ装具	直腸機能及び膀胱機能障害である障害者・児。(ストーマ造設したもの)	A 蓄便袋 B 蓄尿袋	A 8,858 B 11,639	1ヶ月
紙おむつ等	高度の排便又は排尿機能障害者・児、脳原性運動機能障害を有し、かつ、意思表示困難な者等	紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等衛生用品。	12,000	1ヶ月
収尿器	膀胱機能障害である障害者・児及び脊椎損傷等による下肢機能障害等の随伴症状として神経因膀胱による排尿のコントロールが困難な	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけたもの。 A 男性用普通型 B 男性用簡易型	A 7,931 B 5,871	1

	者。	C 女性用普通型 D 女性用簡易型	C 8,755 D 6,077	
居住生活動作補助用具				
住宅改修費	下肢、体幹機能障害又は乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有する学齢児以上のものであって、障害程度等級 3 級以上のもの(特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害 2 級以上のもの)。	障害者(児)の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。	200,000	-

※ 上記の日常生活用具の支給対象者や基準額、耐用年数等はいくまで一例です。市町村により対象者や種目、基準額等が異なる場合があります。また、上記の日常生活用具以外にも、市町村が独自に給付対象としている種目がある場合もあります。詳細についてはお住まいの市町村の障害福祉の窓口にお尋ねください。

(参考) 日常生活用具種目の例(肢体不自由者用)

特殊寝台



特殊マット



体位変換器



移動用リフト



入浴補助具



T字つえ



移動・移乗支援用具



情報・通信支援用具



商品名「クチマウス」

4 ボタントラックボール



※ 市町村により情報・通信支援用具の対象となる場合があります。
詳しくは、お住まいの市町村にご確認ください。

国立障害者リハビリテーションセンター 自立支援局
別府重度障害者センター
(支援マニュアル作成委員会編)

〒874-0904 大分県別府市南莊園町2組

電話：0977-21-0181

HP：<http://www.rehab.go.jp/beppu/>

初版 平成26年3月発行

改訂 令和4年3月